船舶事故調査報告書

令和6年10月9日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員伊藤裕康(部会長)

委員上野道雄委員岡本満喜子

Г	1
事故種類	衝突
発生日時	令和6年4月17日 11時46分ごろ
発生場所	福井県坂井市雄島北西方沖
	雄島灯台から真方位298°11.9海里(M)付近
	(概位 北緯36°20.7′ 東経135°54.1′)
事故の概要	漁船みどり丸は、北西進中、また、漁船海峡は、船首を南西方に
	向けて漂泊中、両船が衝突した。
	みどり丸は、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、また、海峡
	は、左舷中央部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和6年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官(神戸事務
	所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。
	原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	A 漁船 みどり丸、4.54トン
船舶番号、船舶所有者等	I K 3 - 1 3 2 9 2 (漁船登録番号)、個人所有
L×B×D、船質	9.60m (Lr) × 2.77m× 0.78m, FRP
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、264. 80kW、昭和53年3月20日
	第244-5496号(船舶検査済票の番号)
	B 漁船 海峡、O. 7トン
	FK3-12563 (漁船登録番号)、個人所有
	5.56m (Lr) × 1.92m× 0.73m, FRP
	ガソリン機関(船外機)、36.80kW、平成27年4月14
	日
	第244-24120号(船舶検査済票の番号)
乗組員等に関する情報	A 船長A 73歳
	一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
	免 許 登 録 日 平成 1 5 年 9 月 1 1 日
	免許証交付日 令和5年8月2日
	(令和10年9月10日まで有効)
	B 船長B 74歳
	一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
	免 許 登 録 日 昭和49年12月20日

免許証交付日 令和6年2月2日

	(令和11年5月24日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂を伴う擦過傷
	B 左舷中央部外板に破口、機関に濡損等
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好
	海象:波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、水温 約15℃
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和6年
	4月17日06時00分ごろ石川県加賀市橋立漁港を出航し、漁場を
	移動しながら操業を行い、11時20分ごろ雄島北西方沖の漁場に
	至った。

船長Aは、操業を始める前に周囲を確認し、A船の北西方にB船を 視認した後、約15分操業を行い釣果がなかったので、漁場を移動し ようとして操舵室右舷側の座席に腰を掛け、下を向いて魚群探知機を 見ながら手動操舵により約4ノットの対地速力で北西進を開始した。 (写真1参照)



写真1 船長Aの操船姿勢(再現)

船長Aは、同じ姿勢で北西進中、11時46分ごろ船体に衝撃を感じたので顔を上げて周囲を見たところ、右舷方に転覆した状態のB船を認め、A船とB船とが衝突したことに気付いた。(図1参照)





図1 事故発生経過概略図

船長Aは、海面に浮いていた船長BをA船に引き上げて救助し、118番通報した後、B船を福井県福井港にえい航した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、流し釣り漁の目的で05時00 分ごろ坂井市安島漁港を出航した。

B船は、06時00分ごろ雄島北西方沖の漁場に到着した後、船首を南西方に向けて船外機を停止し、船首部からパラシュート型シーアンカーを海中に投入して漂泊した。

船長Bは、船尾部両舷から釣り壁を出して操業を開始し、約40~ 50分の間隔で、風と潮流で北東方に圧流されると漂泊開始地点まで 潮上りすることを繰り返していた。

船長Bは、11時40分ごろ魚が釣れなくなったので帰航することとし、釣り竿を片付け、船首部に移動してシーアンカーを揚げ始めた際、他船のエンジン音が聞こえて左舷方約700~800m付近からB船に向かってくるA船を認めたが、ふだん漁場では航行する船舶が漂泊中のB船を避けていたので、A船も同様にB船を避けてくれると思い、シーアンカーを揚げながら漂泊を続けた。(写真2参照)



写真2 船長Bが船首部でシーアンカーを揚げていた姿勢(再現)

	船長Bは、シーアンカーを揚げている途中で再度左舷方を見たとこ
	ろ、左舷正横約40mの距離にA船を認め、A船に向かって大声を出
	して手を振ったが、A船が針路を変える様子がないので危険を感じて
	右舷船尾部に移動した直後、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝
	突し、B船が右舷方に転覆して落水した。
	(写真3 A船、写真4 B船 参照)
その他の事項	船長Aは、操業を始める前に視認していたB船までは距離が十分に
	あると思い込み、漁場を移動する際、魚群探索に意識が向いて船首方
	の見張りを適切に行わないまま航行を続けたと本事故後に思った。
	船長Bは、首掛け型の自動膨張式救命胴衣を着用しており、落水
	後、救命胴衣が膨張して海面に浮上した。
	船長Bは、音響による信号を行うことができる手段として笛を備え
	ていたが、本事故時、笛を操縦台に置いていて身に付けていなかっ
	<i>t</i> =.
分析	
乗組員等の関与	A あり、B あり
船体・機関等の関与	A なし、B なし
気象・海象等の関与	A なし、B なし
判明した事項の解析	A船は、雄島北西方沖を北西進中、船長Aが、下を向いて魚群探知
	機を見ながら魚群探索に意識を向けた状態で航行を続け、船首方の見
	張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に接近
	していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。
	船長Aは、操業を開始する際にA船の北西方にB船を視認したが、
	B船までは十分に距離があると思い込んだことから、漁場を移動する
	際、下を向いて魚群探知機を見ながら魚群探索に意識を向けた状態で
	航行を続けたものと考えられる。
	B船は、雄島北西方沖の漁場で操業を終え、船首を南西方に向けて
	 シーアンカーを揚げながら漂泊中、船長Bが、左舷方からB船に向
	かってくるA船を認めた際、航行するA船が漂泊中のB船を避けてく
	 れると思い漂泊を続け、継続的にA船の動静に注意を払わなかったこ
	とから、B船を移動させる時機を逸し、A船と衝突したものと考えら
	れる。
	船長Bは、ふだん漁場では航行する船舶が漂泊中のB船を避けてい
	たことから、本事故時もA船がB船を避けてくれると思ったものと考
	えられる。
原因	本事故は、雄島北西方沖において、A船が北西進中、B船が船首を
	南西方に向けて漂泊中、船長Aが、魚群探索に意識を向けた状態で航
	行を続け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に接
	近していることに気付かず、また、船長Bが、航行するA船が漂泊中
	のB船を避けてくれると思い漂泊を続け、継続的にA船の動静に注意
	The second secon

	を払わなかったため、B船を移動させる時機を逸し、両船が衝突した
	ものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・漁船の船長は、航行中、魚群探索に意識を向け過ぎず、常時、周
	囲の見張りを適切に行うこと。
	・漂泊する小型船舶の船長は、接近する他船を認めた場合、自船を
	避けてくれると思い込まず、継続的に他船の動静に注意を払い、
	余裕のある時機に注意喚起を行ったり、必要に応じて機関を始動
	して移動したりするなど衝突を避ける措置を採ること。
	・小型船舶の船長は、有効な音響による信号を行うことができるも
	のとして笛を備える場合、常時、身に付けるかすぐに使用できる
	ような場所に置いておくこと。

写真3 A船



写真4 B船

